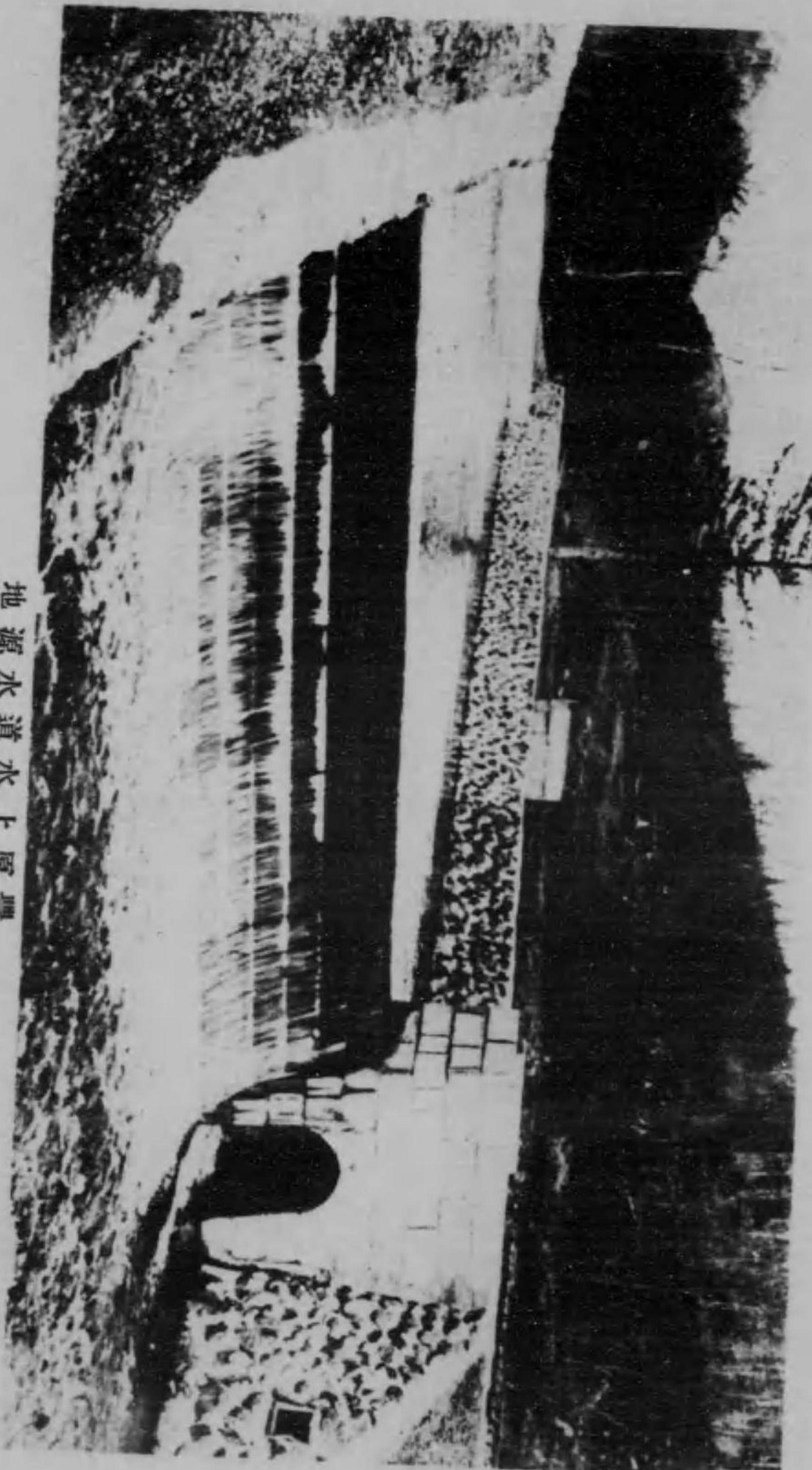


第十七章 公共施設

第一節 水道

本領有當時本島には上水道の施設せるものなきを以て衛生及火防上之が急設の必要を認め、廳に於て之が調査研究の結果先づ應急の施設として豊原、大泊、本斗、眞岡、野田、泊居及北名好の各市街地に木桶水管式の簡易水道を敷設したり。然るに大正十一年町村制施行せられたる結果水道は町村の事業となるるを以て從來の簡易水道と共に水道に関する事項は全部之を町村に引継ぎたり。然れども右水道は應急的施設なるを以て各地方に於ては改修を爲し或は新規計畫を爲すもの或は又既に完成せるもの等あり、左に其の概況を述べし。

豊原町 將來の發展を豫想し上水道の永久的設計を爲し、工費六十五萬圓（内三十萬圓は樺太廳補助）を



地蔵水道水上原壁

竣じて大正十二年七月起工翌大正十三年十月竣工せり。

本設計は現在の人口を基礎とし過去の増加率を斟酌して將來の人口を豫想し、二十年後の人口を六萬人を假定し之に基き設計したり。

即ち導水管及配水管の如く將來擴張に亘費を要するものは人口六萬人に對する設計とし、濾過池、配水池及配水管等の如き隨時容易に擴張を施し得るものは差當り人口三萬人に對する設備に止めたり。一日一人に對する平均給水量は最大四立方尺と定め、一時間最大量の割合は此の五割増即ち一日一人に對し六立方尺とす、依て人口六萬人に對する一日最大量は每秒二立方尺七八、一時間最大量は每秒四立方尺一七なり。

消防用水量は靜水頭約二百尺に對する口徑二吋半消防栓一基の噴水量を每秒〇・二立方尺とし、同時有効二十基を噴水せしむるを假定せば毎秒二立方尺を要するを以て、一時間最大水量以外に之れを見込みり。

水源地は町の東方玉川にして、從來の簡易水道水源地の上流約十五町の地點に於て河流を堰止め、其の上流左岸に取入口を設く。導水管は水源地より淨水場に至る延長二百五十間にして内徑十二吋鐵管を用ひ、玉川の左岸に沿ひ山麓を開鑿して之れを布設す。其の動水勾配は八十八分の一となるを以て人口六萬人に對す

公共施設

三一八

る一日最大水量毎秒二立方尺七八を送致するに餘あり、其の最大静水壓は約三十尺なり。

淨水場は旭ヶ岡北麓の緩傾地に設備し、此處に濾過池及配水池を築造せり。
濾過池は人口三萬人に對する一日最大量十二萬立方尺を一晝夜に付十二尺の速度を以て濾過せんが爲めには有効面積一萬平方尺を要す、依つて長さ八十七尺三寸幅六十一尺七寸の耐寒裝置の濾過池三個を築造して内一個は豫備させり。濾過層は玉石を置き其の上層に厚さ一尺の砂利及厚さ三尺五寸の細砂を積載して水深三尺を貯水す。

配水池は人口三萬人に對する一日最大水量の十時間分即ち五萬立方尺を貯溜せんが爲め、有効水深十一尺面積四千五百四十五平方尺させり。即ち長さ五十九尺幅四十七尺水深十三尺の有蓋池二個を設置す。

配水管は西七條方面に於て最大靜水壓を約二百十尺とす、配水管は内徑十六吋管にして配水池より樺太廳裏に至る延長千三百九十四間に布設し、人口六萬人に對する一時間最大水量毎秒四立方尺一七を送水する爲め最少動水勾配を百五十分の一とし、之より十四吋管三百五十間、十二吋管百四十間、十吋管三百五十間、八吋管十百間、六吋管二十間、四吋管一萬五百間、此の總延長一萬五千七百九十九間を網狀形に布設し、制水辨

大小七十三個を付して局部の斷水に便し、専用給水を受くる能はざる者の爲めに供用栓二十九個を設置すると共に十字街の要所には地上式消火栓百八個を配置せり。

泊居町 簡易水道の木造に替ふるに鐵管及混擬土を以てせんとする新なる設計の下に、工費十萬二千餘圓（内六萬圓は樺太廳補助）を投じ大正十一年五月起工大正十三年八月竣工せり。該設計要領は水源地を泊居川の支流川口より約二千間の箇所通稱二十間澤に取る、同澤は水量渴水時に於て毎秒〇・七立方尺を下らず、泊居町現今の人口約六千人將來一萬人に増加の曉に於て、一日一人の使用水量三・五立方尺として設計せり。

水源地は夏季萬一の渴水を慮り鐵筋混擬土を以て現河底以上二十呎四吋高の堰堤を築造して貯水池となし、貯水面積四百三十五坪、貯水量九萬八千百七十五立方尺即ち所要水量の約三日分を蓄へ得るものとし、其の中央部に取入口を設け之より導水して規定の水量を流出せしむる様バルブに依り調節す。導水路は貯水池より配水池に至る延長千五百六十五間五分にして鐵筋混擬土函渠を埋設せり。
配水池は貯水量五千百八十四立呎とし、事變に際し毎秒〇・七立方尺の水量を二時間以上放出して支障なき餘裕あり。

公共施設

三一九

公共施設

三二〇

給水管は延長千三百十九間、内徑八吋鐵管及内徑四吋乃至六吋瓦斯管を用ひ、每平方吋八十封度の水壓に堪へ、繩路は地下三尺以上埋設す。

本斗町 従來の簡易水道を改修し木桶水管を鐵管に替へることとし、工費二萬三千九百二圓（内六千圓は樺太廳補助）を以て大正十四年六月起工同七月竣工せり。

給水は内徑五吋鐵管千百三十五間、三吋鐵管二百六十六間、二吋瓦斯管三百三十八間、計千七百三十九間を布設し、市内各所に共用水槽二十二個を設く。

其の他 大泊町は七十六萬五千餘圓、眞岡町は四十二萬餘圓の豫定を以て目下永久的工事計畫中にして、其の他の地に於ても夫々改修の計畫を爲し居れり。

第二節 電氣事業

本島に於ける電氣事業は明治四十三年十一月樺太電氣合資會社が、陸軍守備隊の設備せる發電所の貸付を受けて豊原市街一圓に電燈の供給を爲せるを嚆矢とす。次で大泊、眞岡等にも該事業の經營を見たるも當時

開拓未だ進まず人口稀薄にして斯業遙々として振はざりき。然るに大正三年大泊にパルプ工場創設せられ工場の動力及燈用として自家用の電氣施設を見てより、產業の發達工場の増加に伴ひ自家用電氣施設の勃興を來し、既に完成せるもの一萬數千キロワットに達せり。自家用電氣施設の發展は一般供給事業の普及を促し、拓殖の進展人口の増加に伴ひ其の需要比年増加し。大正十四年末現在の事業者數は供給事業十七、自家用十三、計三十を算するに至れり。其概況左の如し。

電氣事業一覽（大正十三年末現在）

種別	供給事業	自家用	前年度末比		摘要
			計	印ハ減	
事業者數	開業	二	三	△一	
	未開業	二	一	△一	
電氣設備固定資本金	一、五三、五六六円	二、九三、四九三	四、五六、〇〇六	△一	三三、五六七

公共施設

三二一

備考 大正十四年度中許可事業者供給事業五、自家用二、同年中開業せるもの供給事業四、自家用二		市街別事業概況(自家用を含ます)	種別	事業者名	需要戸數	概内人口數	配電區域	十燭換算均電燈數	一戸當平均燭光數	一人當平電燈料金(十燭光)
市街	種別									
豊大真原泊岡	樓太電氣合資會社 王子製紙株式會社大泊 帝國電燈株式會社眞岡 分社營業所	二、五六六	三、一〇〇	一五、六一八	一、七九	三、八五五	一八、〇〇〇	三七、五九九	六〇	二・二
小能登呂	蘭泊(羽母舞を含む)	二、一〇〇	一〇、六六〇	二三、四六九	一、七九	二、八〇〇	一、七九	一、七九	一・二	一・二
公共施設		三二三	六三	一、三	六三	五〇	二六	七〇	七〇	七〇

備考 大正十四年度中許可事業者供給事業五、自家用二、同年中開業せるもの供給事業四、自家用二

公共施設

備考 電燈數には屋外燈を含む。電燈料金は大正十四年末現在のものなり

公共施設

三一五

小步舞曲

卷之四

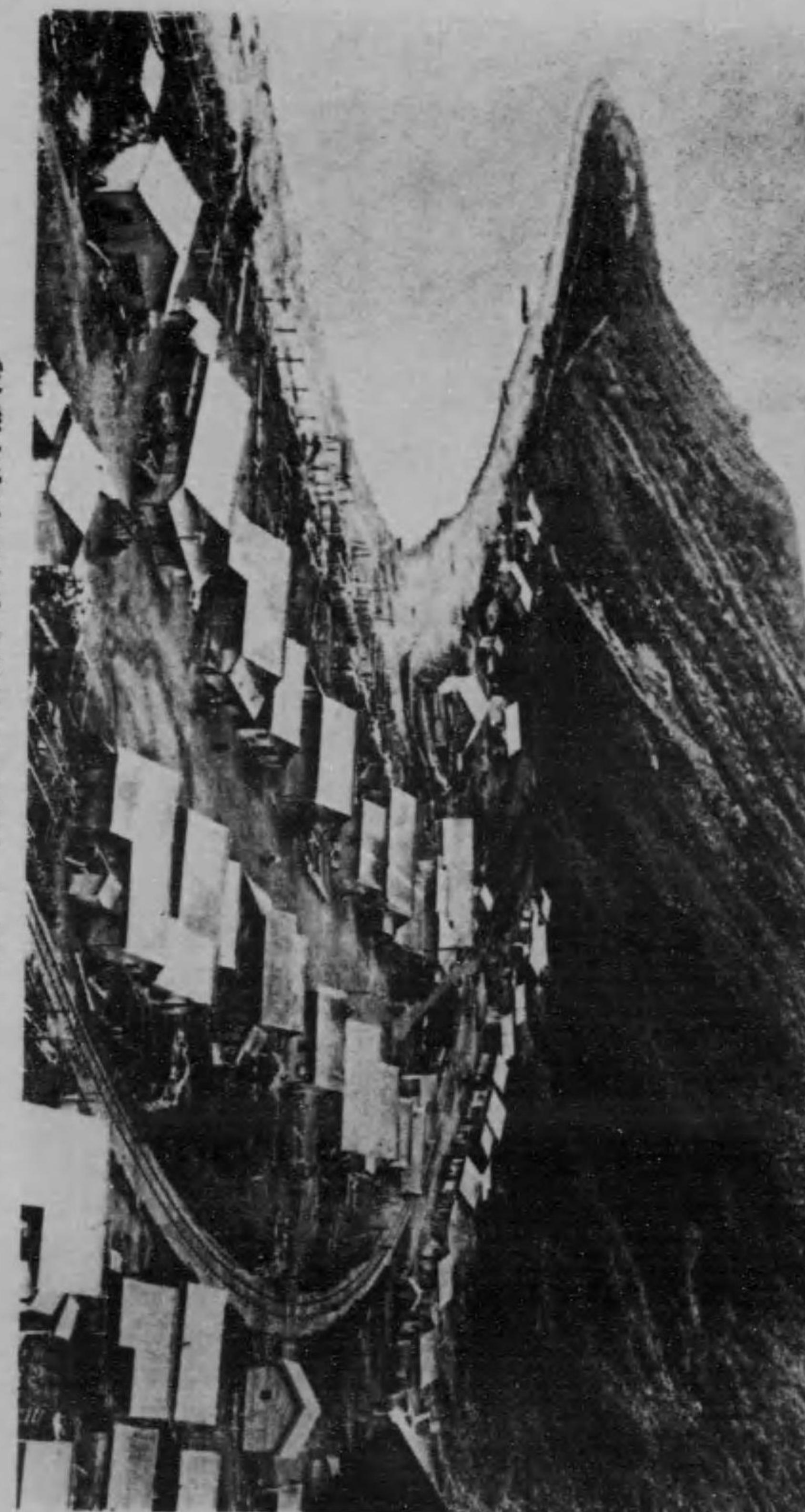
同	留多加出張所	三年九月燈	留多加町	自家兼用
樺太工業株式會社	五年四月燈、力	泊居町	泊居町	自家兼用
本斗電氣株式會社	九年二月燈	外一ヶ村	本斗町	自家兼用
野田町	二〇年二月燈、力	吸瓦合	一ヶ村	自家兼用
落合電燈株式會社	九年三月燈	野田町受	吸瓦合	自家兼用
合資會社	三年二月同	落合町同	吸瓦合	自家兼用
久春内製材所	三年二月同	久春内村汽	吸瓦合	自家兼用
細入益太郎	三年七月同	久春内村汽	吸瓦合	自家兼用
川上炭山	川上炭山	久春内村汽	吸瓦合	自家兼用
三井鑛山株式會社	上鑛業所	久春内村汽	吸瓦合	自家兼用
敷香電氣株式會社	三年二〇月同	久春内村汽	吸瓦合	自家兼用
計		電	電	自家兼用

公共施設

留多加杉浦木工所	三年九月	燈、材
樺太寒天合資會社	三年一月	寒天工力
羽母舞殖產合資會社	三年二月	用燈場
計	同	同
	一	二
	二、一毫	三
	四二	一
	八、四毫	三
	三	一
	一七	一
	三九三四四九三	一

備考 目的の項中燈とは電燈を、力とは電力を意味す。原動力の項中汽は汽力を、吸瓦は吸入瓦

斯力を意味す。



(泊蘭多字泊蘭大字大村地蔵郡岡眞) 落部「メイア」人土

第十八章 土人

第一節 總說

我が南部構太に在住する所謂土人とはアイヌ、ニクブン、オロツコ、サンダー及キーリンの五種族を指稱せるものなり。彼等は從順にして民度極めて低く到底社會の競爭場裡に互立し得ざるを以て、農業、漁業その他に關し特殊の制度を設けて之を保護し、其の生活の基礎を安固ならしむると共に農耕を奨励して自活思想を養ひ、子弟に教育を授けるの外彼等の風習を毀けざる範圍に於て自由に文明の惠澤に浴せしむる等専ら其の保護誘掖に努めつゝあり。然るに彼等の人口は増加せざるのみならず近時却て減少の傾きあり、殊にキーリンは滅亡に瀕しサンダーの如きは既に其の跡を絶てり。

第二節 種族及戸口

土人

三二九

アイヌ族 往昔は樺太の北端に至るまで全島に亘り居住せしとの傳説あるも之は暫く措き領有當時の分布を見るに、南樺太の東西海岸及中央内瀬川の沿岸各地に散在し居たるが保護上集團せしむる必要を認め、大正八年より同十年に至る三箇年間に於て東海岸は富内、白濱、樺保、新聞及多米加の五箇所に、西海岸は多蘭泊、登富津、智來及小茂白の四箇所に天々集合せしめたるも、鶴城管内ののみは尙依然として散在の状態にあり。同族は他の種族に比し内地人に接する事久しきを以て我が國體の梗概を知り、内地人に對して尊敬の念を有し文化の程度亦比較的進めりと雖も體質は漸次劣弱に赴く嫌あり、其の原因は多々あるべきも要するに物質文明の普及に因る衣食住の激變、移住者増加に伴ひ直接間接に受くる生活上の壓迫、其の他酒精分の過飲、花柳病の傳播等其の主たるものゝ如きを以て之等弊害の除去に努め居れり。

ニクブン族 太古に於ける亞細亞人の殘存者にして本島の北部幌内川流域に居住し、先住民たるオロツコ族間に雜居す。近親結婚を嫌ひ他民族と雜婚するを以て其の體格漸次優良となり能く困苦に耐ふ。他種族の如く夏期惰眠を貪ることなく孜々として常に冬營準備を忘らず、オロツコ族、キーリン族に比し優越の位置を占む。今後其の指導宜しきを得ば相當發展を期し得べし。

オロツコ族

トングース族の一分派にして其の人口アイヌ族に次ぐ。北部幌内川流域に在り馴鹿を飼育すると共に一、二月は山に入り鹿、貂を獲り、三月より五月には海岸に出で、海豹を捕へ、五月より八月迄は鱈鮭漁に從ひ、八月の候魚族の遡河するに至れば川を遡り之が漁獲を爲す等一定の居所を定むる事なし。一般に無智嗜味且つ怠惰にして、三、四歳にして既に煙草を用ひ五、六歳にして酒に親む者あり、斯くの如くして生活難に迫れば他を恨み、或は同族互に反目するの狀態なり。

キーリン族 本種族の現に我が南部樺太に居住するもの僅かに二十三人に過ぎず、其の本島に渡來したるは他種族に比して遙かに遅きが如し。大陸居住中支那文明の感化を受けたる爲めなるか他種族に比し稍文化の度進めり。其の性狀亦アイヌ族、ニクブン族の如く沈鬱に陥らず、オロツコの如く卓屈に偏せず、快活にして舉動敏捷、種族的偏見少きも漂泊性に富み轉々居を移す。

サンダーチ族 我が國に於て往昔山丹人（又は山健人）と稱へ、往時貿易の爲め大陸と本島間を往來したるものにして、漸次減少し大正十三年には生存するもの僅かに一人ありたるが遂に其の跡を絶てり。其の言語習俗は、ニクブン族、オロツコ族と大同小異なりき。

土人

今各種族の戸数人口を示せば左の如し。

種別	管轄支廳		アイヌ族	ニクアーン族	オロツコ族	キーリン族	計										
	戸數	人口															
計																	
香	戸數	人口	男	女	戸數	人口	男	女	戸數	人口	男	女	戸數	人口	男	女	
泊	戸數	人口	男	女	戸數	人口	男	女	戸數	人口	男	女	戸數	人口	男	女	
居	戸數	人口	男	女	戸數	人口	男	女	戸數	人口	男	女	戸數	人口	男	女	
岡	戸數	人口	男	女	戸數	人口	男	女	戸數	人口	男	女	戸數	人口	男	女	
泊	戸數	人口	男	女	戸數	人口	男	女	戸數	人口	男	女	戸數	人口	男	女	
原	戸數	人口	男	女	戸數	人口	男	女	戸數	人口	男	女	戸數	人口	男	女	
大	戸數	人口	男	女	戸數	人口	男	女	戸數	人口	男	女	戸數	人口	男	女	
眞	戸數	人口	男	女	戸數	人口	男	女	戸數	人口	男	女	戸數	人口	男	女	
泊	戸數	人口	男	女	戸數	人口	男	女	戸數	人口	男	女	戸數	人口	男	女	
元	戸數	人口	男	女	戸數	人口	男	女	戸數	人口	男	女	戸數	人口	男	女	
計																	

三三二

第三節 風俗習慣（主としてアイヌ族につき記述す）

第一款 概 説

夏期は河海に於て漁撈に從事し冬期は狩獵又は労働によりて生活の資料を得つゝありしも、半農半漁の方針に依り指導したる結果漸次農耕の方法を取得し、馬鈴薯、菜根の類を栽培して其の成績見るべきものあり、一面拓殖の進展に伴ひ各種事業の勃興し労力の需要増加し來れるを以て、之等労働に從事し漸次獨立自營の域に進みつゝあり、從つて生活状態も不知不識の間に改善せられ時に内地移住農民を凌ぐものありて到底昔日の比にあらず。然れども其の大部分は未だ模倣にして虚榮に驅られ、金錢を得れば之を酒食に費すにあらざれば不用の物品を購入する等更に貯蓄の念なく、一朝不漁、不作其の他の災厄に遇はんか直に窮境に陥るを常とす。古來彼等の風習として隣保相扶け同病相憐むの情厚く、相互に扶助するの美風あるも一面却て依頼の念を助長したる憾みなきを得ず。

衣服 多く草木の皮を以て製したるアツシを用ひ、アツシはオヒヨウ（木の名）又はエラ草（一名カイ草）の皮を剥ぎて水に濡し、冬期越年中に糸に製して之を織る。禮服には其の優良品を用ひ、襟、裾、袖、背等に刺繡を施し之を製作するに三年の日子を費すと云ふ。婦人の用ひるものは海豹皮、鱗及イトウ（魚の名）の皮にて製し鳥の毛にて裝飾を施す。其の他犬の皮を以て外套、股引、手袋等の防寒具を作る。現今にては男子は洋服を着用し、女子は内地人に倣ひ帶、羽織等を用ひ、之れ價格低廉にして且つ欲する儀に求め得らるゝを以てなり。

裝飾 身體の裝飾としては男女共に耳環を付け、婦人は一般上唇に黥をなす。其の他練玉又は青銅貨等を紐に通して頸より胸に懸け、或は真鍮の輪若くは穴明錢を紐に通して帶の如く腰に締むるものあり、頭飾りとして男子は十二三歳の頃滿洲玉、南京玉を以て三角形のものを作り前頭部に掛けたるが今は全く廢れたり。女子は綿布を以て高さ三寸位の環を作り、色糸を以て刺繡をなし種々の玉を付けて冠とす、要は頭髪の亂れを防ぐ爲なりと云ふ。

飲食物 主食物は魚類にして其の主なるは鰯及鱈なり。何れも收獲期に之を割き乾燥して貯藏し、冬期の食料とす。夏期は生魚を海水にて煮又は焼き海鯨の脂肪にて調理せるものを食す。海豹の脂肪は海豹の油肉を鍋に入れて煮沸し脂肪の滲出するを掬ひ取り、其の胃袋の洗滌乾燥したるものに容れ貯藏して隨時使用す。其の他アメマス、鰐、カジカ、ウゲイ及貝類等を用ひ、副食物としては野生の百合根、キトー、トマ、コザク及疑冬等を生又は乾燥貯藏して用ふ。極めて酒を嗜み青年以上にして飲酒せざるものなく、煙草も亦男女共に之を嗜む。

家屋 家屋を建築するには汚穢凶妖の地を避け尤も清淨の地を選ぶ、之を建つるに大小廣狹の別あれど一定の規矩ありて何れも規を一にす。即ち四方に柱を建て粗雑なる丸太を積上げ、屋根及周圍は樹皮又は草を編みて之を覆ひ、度器なきを以て其の長短は両手若くは指にて之を計り、木根、藤蔓等にて繫縛するのみ。土間の中央には大なる爐を造り其の上部に煙出氣探光のため二、三尺角の天窓を明け、室の兩側には高さ一五寸、幅二、三尺の床を設けて寢臺に充て左側の床の隅には必ず家神を祭る。家財、道具、食料を貯藏する爲めに倉庫を建つるも、便所は之を設くることをなし。

第三款 社會及家族關係

•社會關係• 各部落に酋長あり絶對支配權を持つて部落を統率し、部落内に於ける紛擾犯罪等に關しては總て自ら之を裁斷して異議を挿むことを容さず、酋長は專制獨裁にして而も世襲の主權者なり。

部落相互間の關係は極めて親密にして其の情義の濃かなるは到底内地人の比にあらず、慶弔共に禮節を以てし數十里の遠路寒暑雨雪の厭ひなく互に相往來し、吉凶福禍を別つの美風今尚存す。

*•家族關係• 父又は長兄を以て家長とし、長は幼を憐み幼は長を敬ひ、家内に紛擾の起るが如きことは稀なり。男子は漁業、農業、狩獵等に從事し、女子は裁縫、炊事、採薪等に從ふ。家督は普通長子之を相續するも事故ある場合には次男、三男等に順次之を譲る（一説に曰く、家長の生存中長男妻を娶らば別居し、二男、三男亦此の如くして家長死去の時同居せる男を後嗣とし、相續者を長男と定むるの據なし）。

結婚について見るに、往時は子女の父兄間の婚約に依り成年に達するを俟ちて結婚を行ふ所謂許婚なりしも、現今にては双方の合意に依り他より何等干渉することなく、而して別に儀式を行ふことなく当事者の同

居を以て結婚したるものと見做すを普通とす。離婚は頗る簡単に其の數又多し、即ち双方の合意の者は言ふ迄もなく、夫が強て妻を離婚せんとする場合は幾分の物品を與へて親許に歸らしめ、妻より離婚せんとする時は無斷にて夫の家を去るのみ。出産の場合は湯を以て生児を洗ふの外別に醫薬を用ひず、多くは二、三年後に於て命名す。

又死を語るを甚だしく忌むも死事は決して忽にせず、死者あれば斂葬の具を備へ親族古舊相集り動哭數日に及ぶ、生前の所持品及寶物等は棺に入れて埋葬し、墓標を建つるものあるも多くは之を用ひず。埋葬すれば死者は神となるものと信じ、墓の掃除、墓參等をもなすことなし。死者あれば三日目にして爐の灰を新にし、變死者の場合には其の家を焼き又は壊ち、疫病にて死亡せる場合は其の家を捨てゝ省みす。

第四款 經濟及法律關係

往昔に於ける物資の交易は専ら物々交換に依り有無相通じり。即ちギリヤーク族は數香方面より富内に來り、山丹人はアレキサンドル方面よりマメイ山道を經て灣内に來り錦、玉、金具等を提供し、アイヌ族は貂、

類、狐等の皮を提供したるが、亦遠く宗谷海峡を渡りて刀、鎧、陣羽織、酒器等を交換したるものあるが如し。貸借契約に關しては何等法的觀念なく、義務は必ず履行すべきものとして證書、抵當等を徵せず、且つ數の觀念に乏しきを以て之に關しては木片に印を付け又は繩に結目を作りて記憶の便に供せり、期間は長きは一年又は二年にして其の時期は鯨時、鰐時又は鮭時等を以て定め、短きは月の盈虧等を以て其の期間となせり。期日に至りて返済を怠るものあれば一應之を督促するも敢て追求せず、萬一是が義務を果さざるものあらば違約者として之を卑下するに止まる。

犯罪は凡て酋長が之を審問し處罰するものにして、多くは財產刑なるも稀には體罰を行へり。財產刑は被告人所有の實物又は家畜等を沒收して之を相手方に給付するを普通とし、体刑は笞杖、指切、死刑等にして是か執行は被告の尤も親近のものをして行はしめたり。

第五款 娛樂及祭禮

アイヌ族の娛樂としては聲樂、音樂、舞踊及遊戲等あり、聲樂としてはユーカラ（酒宴の席などにて歌ふ

男女の痴情を語るもの）、ハウケ（祭文の如きもの）、ヤエガタカラ（都々逸の如きもの）、オイナ（昔歎）、トイタ（伽噸）等あり。

樂器には左の二種及團扇形の大鼓あり、麝香鹿の皮にて作り主に祈禱者が之を使用す。

トンゴリ（三味線に酷似し五弦なり）

ムツキナ（竹を以て作り、口に銜て吹く）

舞踊は我が盆踊の如く八人づつ一團となりて環状を爲し、中腰を爲りて一足づつ飛びつつ手を拍ち、リリリリと叫びながら踊り廻る、多くは熊祭のさきに爲す。

遊戯には綱曳、角力、綱飛び、棒飛及輪投等あり。

祝祭には内地の如く盆、正月、氏神祭典等稱するものなく、唯漁期の始めに海岸、川岸に木幣を掛け濁酒を捧げて豐漁を祈る。最も嚴肅壯嚴に行ふものは熊祭にして其の部落は勿論遠近の部落より老若男女の別なく聚り盛装して飲み、歌ひ且つ踊り歡樂を盡すこそ數日に亘り、青年男女の情事は多く此の際に行はる。

第四節 文化

第一款 教育

土人の教育に關しては土人教育所を設くるの外各種施設を爲し専ら智徳の啓發、生活の改善其他指導誘掖に努めつゝあり。

土人教育所は明治四十二年始めて東西兩海岸のアイヌ族集團部落に各一箇所を設置し、其の子弟を收容するの外、尙地理的其の他の關係上之を公立小學校に委託して教育せるが、各種の設備未だ充分ならざりしを以て、大正十三年四月部落の合併行はるゝと共に、教育所も之を六箇所として其の内容の充實を圖れり、從て其の内容は公立小學校と大差なく教科目も小學校と同一なり、現在々學兒童二百余名、公立小學校に委託教授中のもの三箇所二十二名にして、年々十數名の卒業生を出しつゝあり。其の成績を見るに書方、圖畫、手工、唱歌等は内地人子弟に比して遜色なきも算術、綴方等は劣れり。卒業者の成績は概して良好にして普通々信文其の他家庭の用務を辨するは勿論、既に官公署の雇員又は代用教員等に奉職せるものあり。現在土

人教育所を舉ぐれば左の如し。

教育所名	學級數	教員配置數	兒童數	所在地
白濱土人教育所	二	二	六〇	榮濱郡榮濱村大字相濱
落帆土人教育所	一	一	三七	富内郡富内村大字落帆
多蘭泊土人教育所	一	一	四五	真岡郡廣地村大字大穂泊
智來土人教育所	一	一	二十四	泊居郡名寄村大字智來
樺保土人教育所	一	一	六	元泊郡元泊村大字樺保
新開土人教育所	二二	二二	數香郡泊岸村大字新開	

社會教育に關しては各部落に青年團、婦人會等を設け、主として教育所教員之が指導に當り、尙夜學會を開き或は講話をなす等其の誘導啓發に努め居れり。

第二款衛生

土人は一般に衛生思想に乏しく、其の衣食住の非衛生的なることは疾病を多からしめ、其の血族結婚と酒精分の過飲とは体質を脆弱ならしむ。之れ彼等の容貌の魁偉なるに似ず体質の虚弱なる所以にして、而も病魔に犯さるゝや先づ舊習に依る祈禱卜占を爲し、草根、木皮、獸骨等を服用し、愈々重惡となるに及び始めて醫藥を求め、而して病苦少しく減するか若は短期に特効を認め得ざる場合は多く醫藥を廢するを以て、傳染性疾患の如きは其の間に傳染の機會を多からしめ保健上遺憾甚からず。以上の事實に鑑み土人の衛生に關し深甚の注意拂ひ、部落の衛生的施設の整備を計ると共に各部落に公醫を嘱託して診療せしめ、各種薬品、器具等を配備して傳染病の豫防に備へ、時々衛生に關する講話を催ほし又は衛生に關する活動寫眞を映寫して觀覽せしむる等衛生思想の喚起普及を計れり。

第五節産業

領有前に在りては河海に漁り山野に獵し、天產物によりて衣食したるを以て、一定の産業に從事して將來の策を樹てんとするの念なく復雜を厭ふ風あり。依つて彼等の最も得意とする漁業に就き特殊の方法を授け漁船漁具を貸付して漁業を爲さしめんとするも、唯舊慣を墨守するのみにして更に改良發達を圖らんこせず。農業に就ても土地を貸付し農具並に種子を給與して之が獎勵を爲すも、勤勞を厭ひて播種後の中耕除草をなさざるのみならず、甚しきは給與の種子を食用に供し、唯僅に自己の食料を得て滿足し居れり。商業の如き、計數の觀念に乏しく經濟思想なきを以て之を營むもの極めて稀なり。然れども不斷の指導啓發と拓殖の進展、人口の増加に伴ふ周囲の刺戟とは漸次覺醒を促しつゝあるものゝ如し。

第六節救恤

土人の救恤に關しては特例を設け、其の普遍を圖ると共に諸般の事情を參照して遺憾なきを期し居れり。

土人

三四四

即ち漫然金品を與へて依頼心を助長せしむるの弊を避け、老幼を恤み、不具癡疾を憐み、鰥寡孤獨を救ひ、六歳以下六十歳以上のものにして自活し得ざるものに對しては救恤米を與へ、罹病者にして治療の資力なきものには醫藥を給し、或は樺太慈惠院に收容施療し、水火災其の他の罹災者には金品を施與する等之が救濟に關し遺憾なきを期しつゝあり。

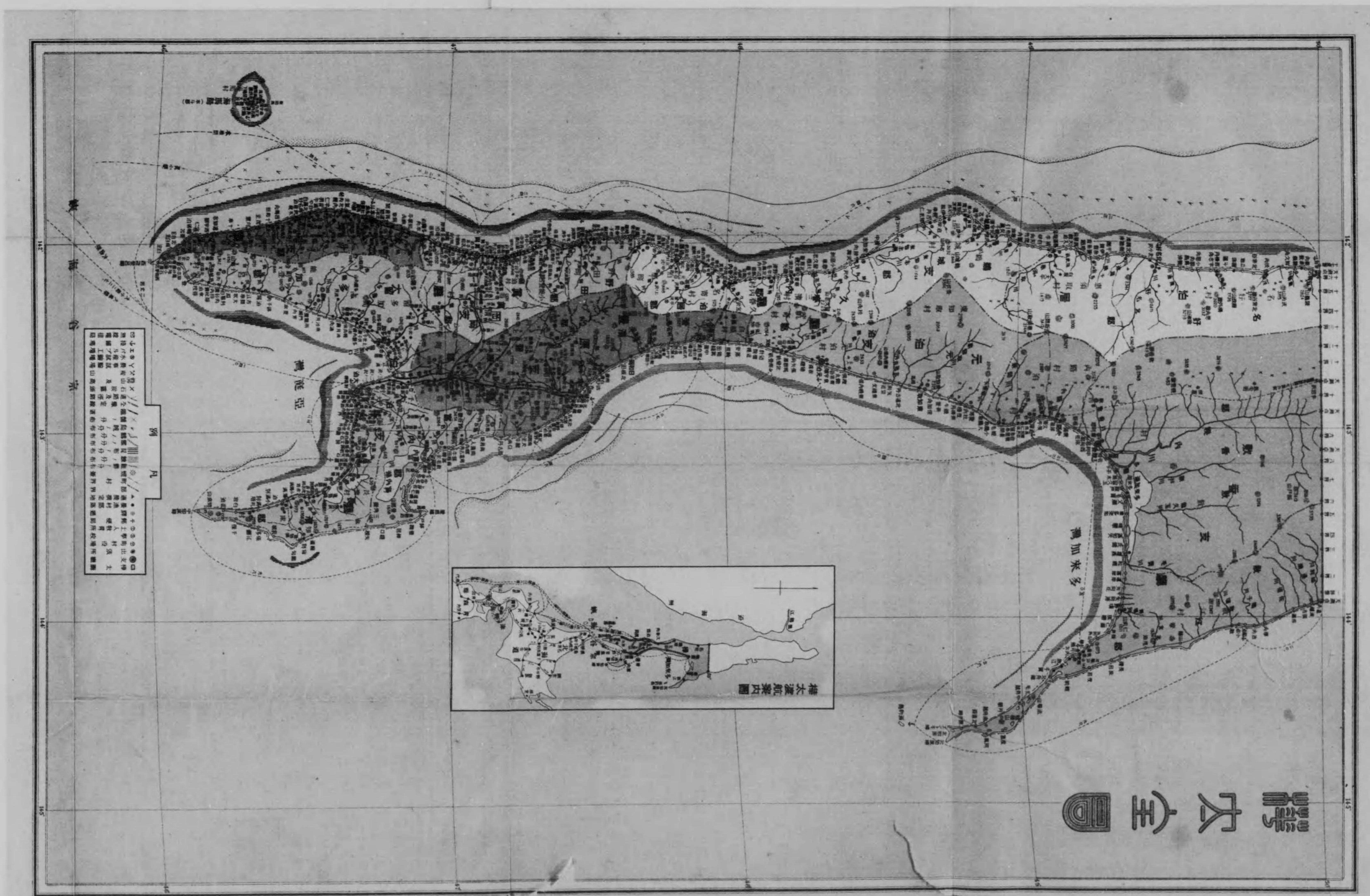
樺太要覽終

大正十五年八月廿三日印刷
大正十五年八月廿五日發行

樺太廳

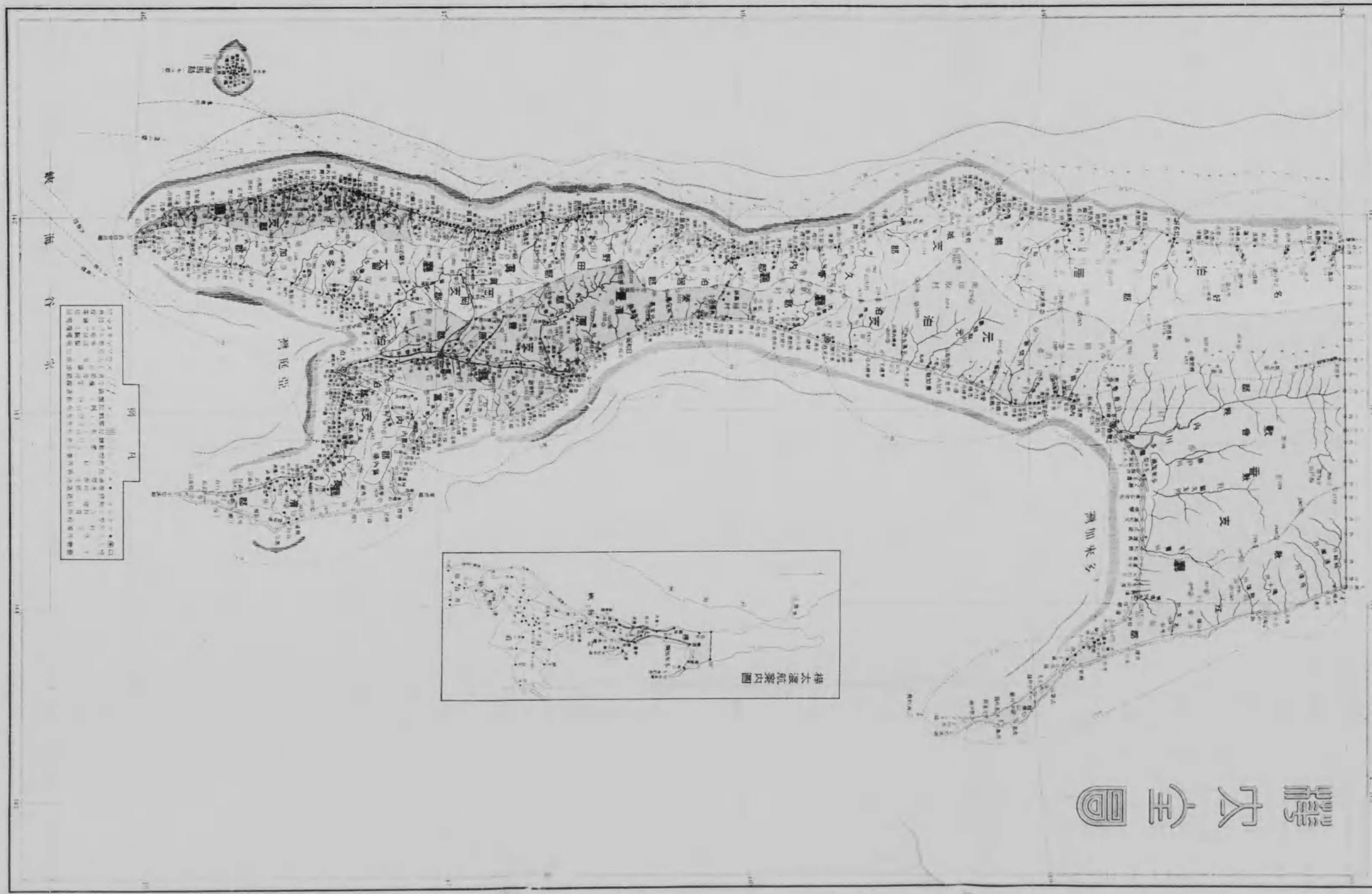
樺太豐原町東三條南四丁目
印刷人 太田 鎮雄
樺太豐原町大通南六丁目一番地
印刷所 樺太印刷合資會社
電話二一〇番二五六番

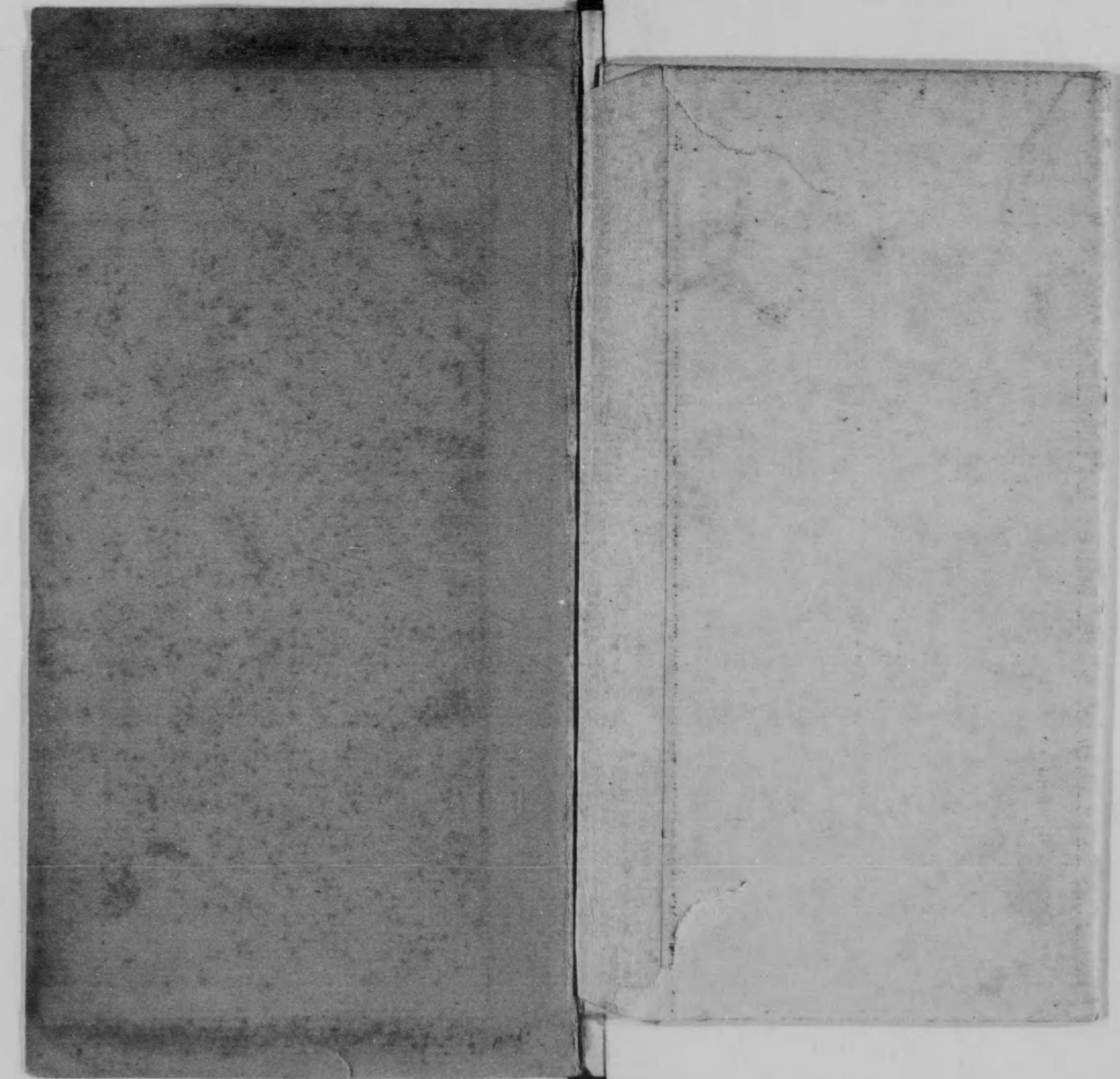
・露光量違いの為重複撮影

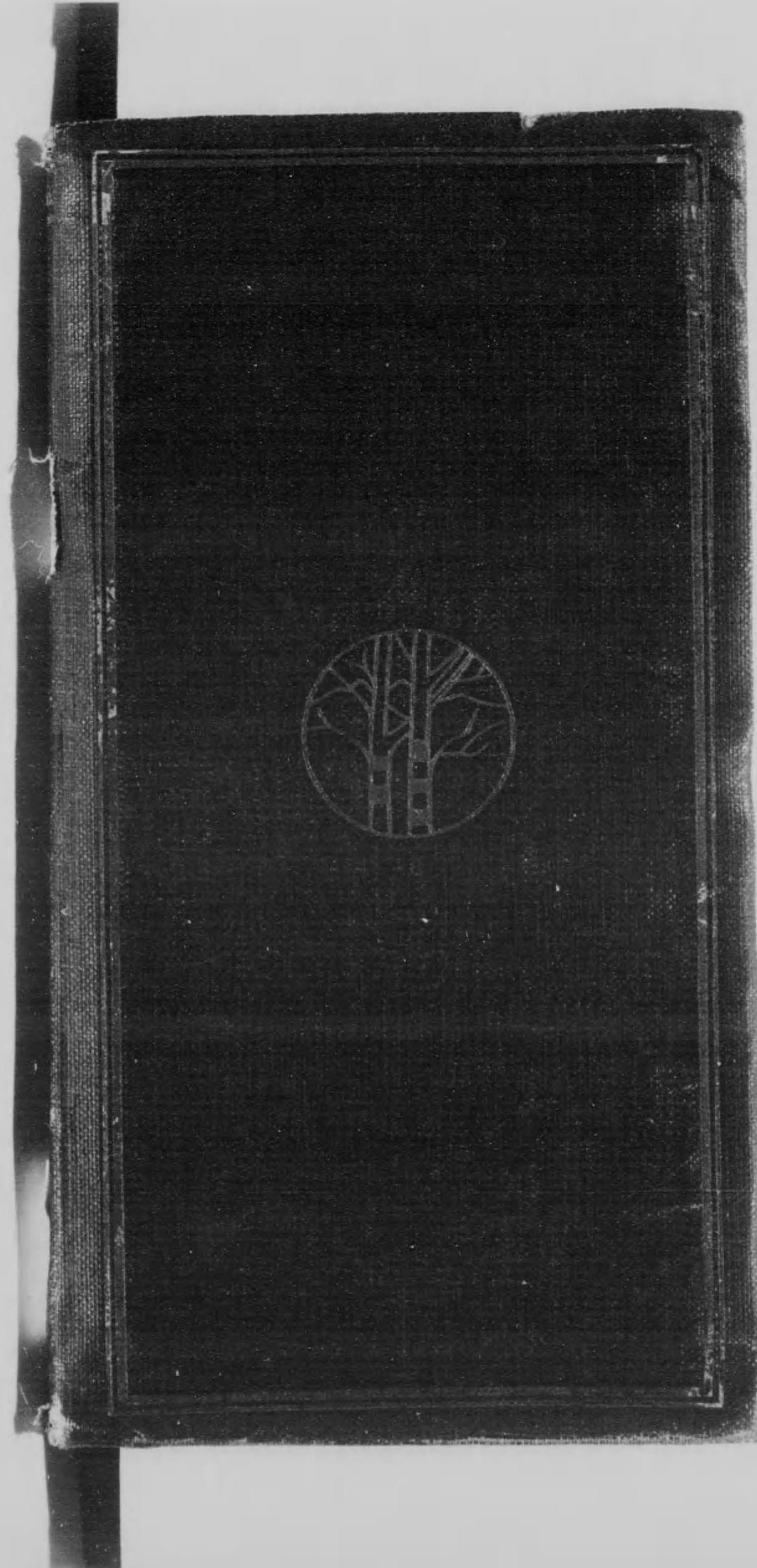


露光量違いの為重複撮影

O 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5







終

